

聖籠町告示第17号

聖籠町地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年7月22日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する告示

聖籠町地方産業育成資金貸付規程（昭和45年聖籠町規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「株式会社北越銀行東港支店」を「株式会社北越銀行新潟東港支店」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。